第 327 号

きゃっちぼーる

平成 30 年 9 月 10 日

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

前田勝昭公認会計士事務所 名古屋市中区金山1-14-18 A-PLACE金山5F Tm 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096 http://www.maeda-cpa.com/

前田の《ちょっと経営を考えよう》第326回

猛暑の夏も早や過ぎ去り、秋へ向けての9月が始まりました。皆さまの会社・事業の業績はいかがでしょうか。計画もうまく実行されていますか。

今回は成功戦略の一つ「チームワークの力を活かす」ことについてのお話です。

1. 個人の賞替よりチーム(会社)の栄光を目指す

ハーバード・ビジネス・スクールの考えるチームとは、「互いに補完するスキルを持ち、 共通の目的のためにゴールを目指し、全員が責任を共有し合う少人数のグループ」のことで ある。こういう人間を集め、一緒に働かせるためには、すぐれたリーダーシップが必要にな ってくる。メンバーの能力が高ければ高いほど、リーダーも優秀でなければならない。

2. 運命共同体として協力し合う

人は、チームメイトには、一貫性のある言動、絶え間ない努力、変わらぬ信頼感、支え合いを期待する。そして、チーム内の人間関係が円滑であり、「共同体意識」が強まれば強まるほど、信頼し合い、支え合えるようになる。

3. 適切な人材を選び、チャンスを与える

ゼネラル・エレクトリック社の元会長ジャック・ウェルチ氏は「適切な人材を選んで、大きく翼を広げるチャンスを与えれば一同時にその推進力となるように報酬を用意する一ほとんど指示など与える必要はない」と言う。重要なのは、その人の心の奥底にある行動のきっかけを解き放ち、方向性を与えてやることだ。メンバー各人の才能を見出し、自覚を促し、才能を伸ばすために最善を尽くすこと。それがすぐれたリーダーの仕事だ。

4. 成功は「チーム」の手柄と考える

チームワークを活かして成功するための最後のステップは、可能な限りチームメイトの功績を認めることだ。才能のある人が、自分に適したチームの一員としてふさわしい役目を担う時、一人では決してなし得ないことを達成できるのである。

これぞまさに全員経営ですね。是非チャレンジしてください。

【参考文献】

『「戦う自分」をつくる13の成功戦略』 ジョン・C・マクスウェル (三等書房)

前田の《今人生を語る》第231回

めざめよ日木 J (153)

日本人は良い人が多い。言いかえればお人よし、中にはただ甘いだけの人もいる。 良い人が多いのは悪いことではないが、ただの甘さは国や周りに対する依存心につながりか ねない。その辺りをとくと考え、もう少し厳しい国民にならなければいけないと思います。

消費税法改正

柴岡 晋

平成31年10月1日より消費税法の改正の一部が実施され、消費税率の引き上げ等が行われます。今回はその内容についてご説明させて頂きます。

- 1. 消費税率及び地方消費税率の引き上げ等
- (1) 税率

消費税及び地方消費税 現行 8% → 平成31年10月1日より 10%

(2) 経過措置の一部(主要なもののみを記載しております。)

10%への税率引き上げ後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率(8%)が適用されることとなります。そのうち主要なものとしては以下の通りとなります。

- ① 請負工事等・・・平成 31 年 3 月 31 までの間に締結した工事に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、平成 31 年 10 月 1 日以後に課税資産の譲渡を行う場合における、当該課税資産の譲渡等
- ② 資産の貸付・・・平成 31 年 3 月 31 日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成 31 年 10 月 1 日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限ります。)における、平成 31 年 10 月 1 日以後に行う当該資産の貸付け

2. 軽減税率制度

平成31年10月1日以降に行われる下記の品目の譲渡を対象として軽減税率制度が実施されます。この制度の実施により、消費税及び地方消費税を合わせた税率が軽減税率8%と標準税率10%の複数税率となります。

- ① 飲食料品 (酒類を除き、一定の一体の資産を含む)
- ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

なお、①の飲食料品の譲渡には、いわゆる「外食」や「ケータリング」は含まれません。 また、保税地域から引き取られる飲食料品についても軽減対象課税貨物として軽減税率の対象となります。

3. 区分記載請求書等保存方式

軽減税率制度の実施に伴い消費税等の税率が複数税率になった事により、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間については、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となりました。

区分記載請求書の記載事項は下記の通りとなります。

- ① 発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 受領者の氏名又は名称
- ⑤ 軽減税率の対象品である旨
- ⑥ 税率毎に区分して合計した対価の額(税込)